

令和6年度 第1回 和歌山市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和6年8月21日（水） 和歌山市役所 東庁舎4階 入札室			
出席委員氏名	井伊 博行（委員長） 後 亮 奥 智香子 齋藤 久美子 三岩 敬孝 (五十音順・敬称略)			
審議対象期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日			
抽出案件（総件数）	都市建設局 2件 企業局 1件	議 事 1 入札及び契約手続の状況について 2 抽出事案について 3 その他		
一般競争入札	事前審査型		都市建設局 1件	
			企業局 1件	
	事後審査型		郵送方式	都市建設局 1件 企業局 1件
			持参方式	都市建設局 1件 企業局 1件
			電子入札方式	都市建設局 2件 企業局 1件
				企業局 1件
公募型指名競争入札	都市建設局 1件 企業局 1件			
指名競争入札	都市建設局 1件 企業局 1件			
随意契約	都市建設局 1件 企業局 1件			
委員からの意見・質問、 それに対する回答	意見・質問	回 答		
	別紙のとおり	別紙のとおり		
委員会による建議の内容	なし			

(委員からの意見・質問、それに対する回答等)

【入札及び契約手続の状況について】	
・特に質問なし。	
【抽出事案について】	
①中央卸売市場旧冷蔵庫棟解体撤去工事	
(事務局)	(抽出事案の概要について説明) 競争入札の参加資格で、対象業種を『建築工事業』又は『解体工事業』としており、入札参加可能業者数が多くなった要因のひとつと思われます。 また工事場所が和歌山港に位置する中央卸売市場の敷地内であり、かつ周辺には企業の倉庫や工場が多く住宅が無いことで、解体時の騒音や振動についての調整が街中で行う解体工事に比べて容易であると思われます。工事内容も解体後整地と比較的容易であることから、入札参加者数が多く、落札率が低くなったと考えられます。
(委員)	今回の最低制限価格と応札業者33者の応札金額が一致していますがこれは？
(事務局)	予定価格に対し、国から公表されています係数(率)を直接工事費・その他各経費にそれぞれ掛けて最低制限価格の下限額を決定します。最低制限価格の範囲の75%から92%に収まった場合、その下限額に開札時算出するランダム係数をかけて、最低制限価格を決定します。しかし、今回は係数(率)を直接工事費・その他各経費にそれぞれ掛けた段階で、最低制限価格の範囲の上限92%を超えていました。よって最低制限価格の範囲の上限92%が決定最低制限価格となり、応札全業者の応札額が一致しました。
(委員)	最低制限価格の範囲の75%から92%なら広い範囲となるが？
(事務局)	ランダム係数は1.00から1.02の201通りです。最低制限価格の下限額にランダム係数を掛けるので、必ずしも201通りにはならずに変動します。
(委員)	では今回の決定最低制限価格は公表されているということですね？
(事務局)	その通りです。
(委員)	ではその中で無効という業者がいますがこれは？
(事務局)	入札時に業者が添付します工事費内訳書内の工事名に誤りがありました。和歌山市の基準により無効としております。
(委員)	最低制限価格の範囲の上限92%というのも国と同じ？
(事務局)	その通りです。
(委員)	では国が決めた係数を掛けて上限92%を超えている。国の規定に則ったら今後もありえと。
(事務局)	積算も最低制限価格も国の基準を採用しています。また、今回の解体工事においては経費が低いので、最低制限価格が高い値になるのかと。また、国から公表されています係数(率)は直接工事費・その他各経費においてそれぞれ違う値ですが、直接工事費に対する係数(率)が一番高いです。全体工事費に対する直接

(委 員)	<p>工事費の割合が増えますとこのように最低制限価格が高くなる傾向にあります。</p> <p>工事の内容によればどの自治体でも起こりうることでしょね。</p>
②城北分団消防車庫新設工事	
(事務局)	<p>(抽出事案の概要について説明)</p> <p>1回目入札が1者入札で不調となり、入札参加資格を見直したうえで2回目の入札(再入札)を行ったものになります。</p> <p>一般的な建築工事であり難易度は高いものではありません。しかし施工場所が狭小で、敷地両隣を建物に挟まれ裏は高低差のある歩道・川となっています。既存のコンクリートブロック造の消防車庫を解体後、新設することとなり、作業場所の確保が難しく施工条件が厳しくなっております。また新設する消防車庫の主たる部分が軽量鉄骨でメーカー製品であるため経費の圧縮が困難であったことなどから、入札参加者が少なく、落札率が高くなったと考えられます。</p>
(委 員)	和歌山市の場合は1者入札の場合、1回目は不調扱いです。
(事務局)	その通りです。
(委 員)	1回目と2回目の入札者は同じ会社ですか。
(事務局)	1回目は別の会社です。1回目入札に参加された業者は、1回目と2回目の間に別の案件を落札し、契約されています。
(委 員)	技術者の人員配置ができなくなったかもしれない。
(事務局)	確認はしていませんが、その可能性はあります。
③湊南第2雨水ポンプ場電気設備増設工事	
(事務局)	<p>(抽出事案の概要について説明)</p> <p>新設される現場操作盤や水位計の部分については新たに製作や購入ができることや、既存設備の機能増設についても、価格が合えば施工が可能であると考えられることから入札に付すことが妥当と判断しました。</p> <p>しかしながら、動力盤、計装盤や制御盤などの既存設備の機能増設は、既存システムの一部を改修や動作確認など、既設メーカーが価格面で有利となり、他業者の参入が難しいこと。また、更新工事が全国的に多くなっており、各メーカーとも自社で施工した施設における更新工事に優先して監理技術者をあてていることなどから、結果として応札者が1者となり落札率が高くなっているものと考えられます。</p>
(委 員)	結局最初に施工している業者でないと更新ができないようになっている。
(事務局)	どうしても既存設備の機能増設は既設メーカーが施工しないといけなくなってしまふ。ただし建設工事の場合下請負が可能ですので、既設メーカーでしか施工できないという理由にはならないので、随意契約ではなく入札としています。過去に同様の工事発注があり、既設メーカー以外が落札している事例もありましたので、一概にそこしか施工できないわけではないという判断です。
(委 員)	工事が完了した後のやり取りは既設メーカーの方が自治体としてはやりやすいでしょうし、いい面もありますよね。ただし既設メーカーでしかできないというのであれば、落札率は高くなる傾向にあるのかなと。

【その他】

・該当なし